

坂戸市地域福祉計画

みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど



平成22年10月
坂戸市

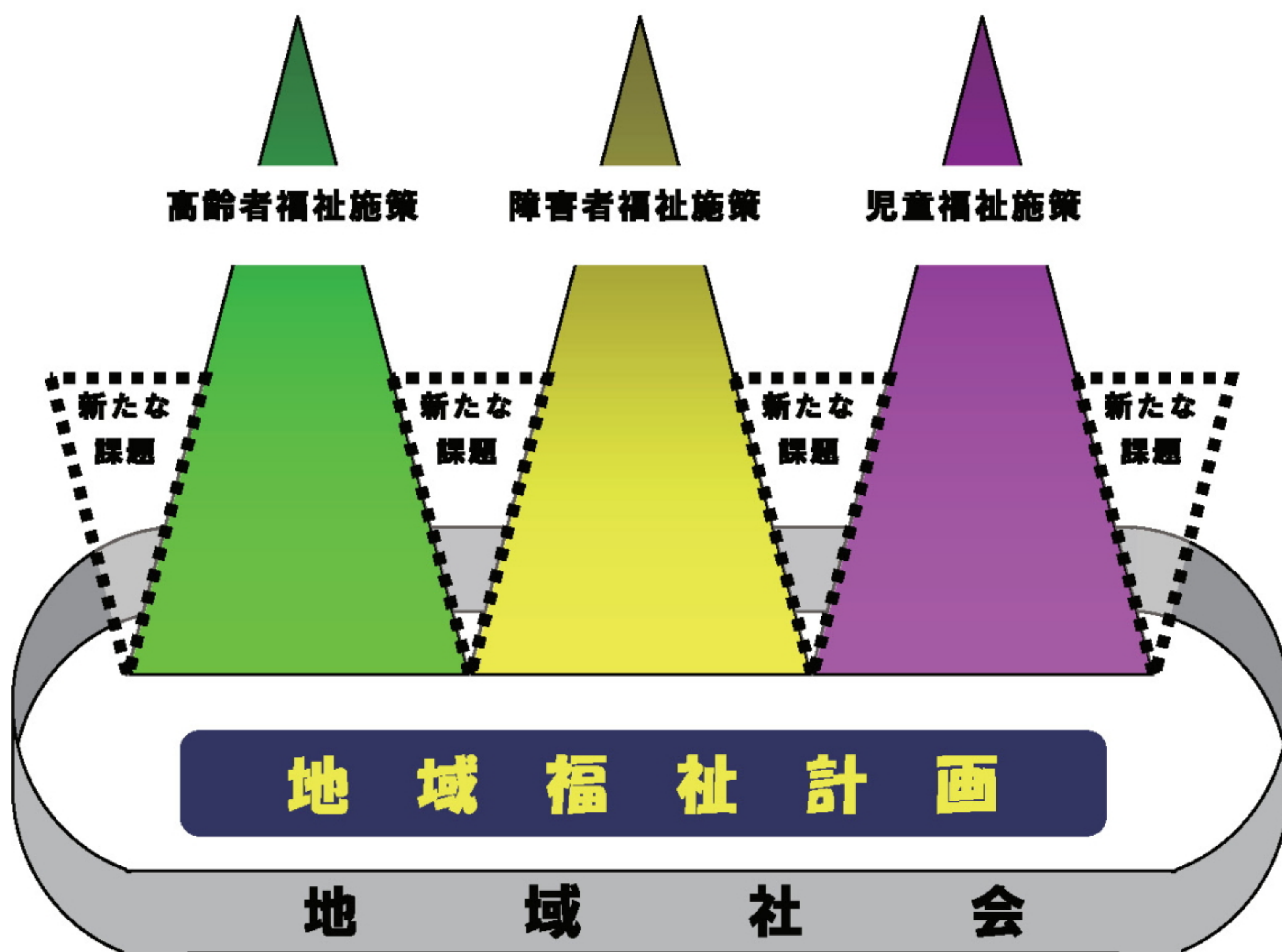
地域福祉計画とは？

これまでの福祉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といったように、対象者別に施策が進められ、分野別に課題を解決しようとしてきました。

しかし、近年、都市化・核家族化・少子高齢化が進んだことなどにより、本市においても家庭や地域で『お互いに助け合い支え合う力』がだんだん弱くなり、現行の公的な福祉サービスでは対応できないような新たな課題が発生しています。例えば、高齢者世帯などでは、買物や通院に苦勞したり、切れた電球の交換ができなかったりと、日常生活で困っている人が増えてきています。また、虐待やひきこもりなど様々な社会問題が増加しています。

地域福祉計画は、市民、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などと行政が協働して、こうした支援を必要としている人の生活を支える取り組みを考え、実行していこうという計画です。

国語辞書で「福祉」を引くと、「幸福（しあわせ）」と書かれています。つまり、「地域福祉」とは「地域のしあわせ」であり、「地域福祉計画」とは、地域に住むみんなを“しあわせ”にするための計画、すなわち「地域しあわせ化計画」とも言えます。



計画の期間は？

この計画の期間は5か年とし、第1期は平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5か年とします。また、3年目の平成24年度（2012年度）に計画の見直しを行います。

社会福祉法に基づく地域福祉の推進

国では従来の社会福祉事業法を改正して、平成12年に社会福祉法を制定しました。この法律で初めて「地域福祉」という言葉が用いられ、第1条においては、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定し、その推進が明記されています。

平成15年4月には、第107条において市町村における地域福祉計画の策定及び策定・変更する場合の住民の参加が規定されました。

社会福祉法（抜粋）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市民参加の計画策定

計画策定の過程では、幅広い市民の意見やニーズを知り、計画に反映していくため、市民意識調査、地区別懇談会の開催、坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会委員の公募、市民コメントの実施など、様々な形での市民参加を図りました。



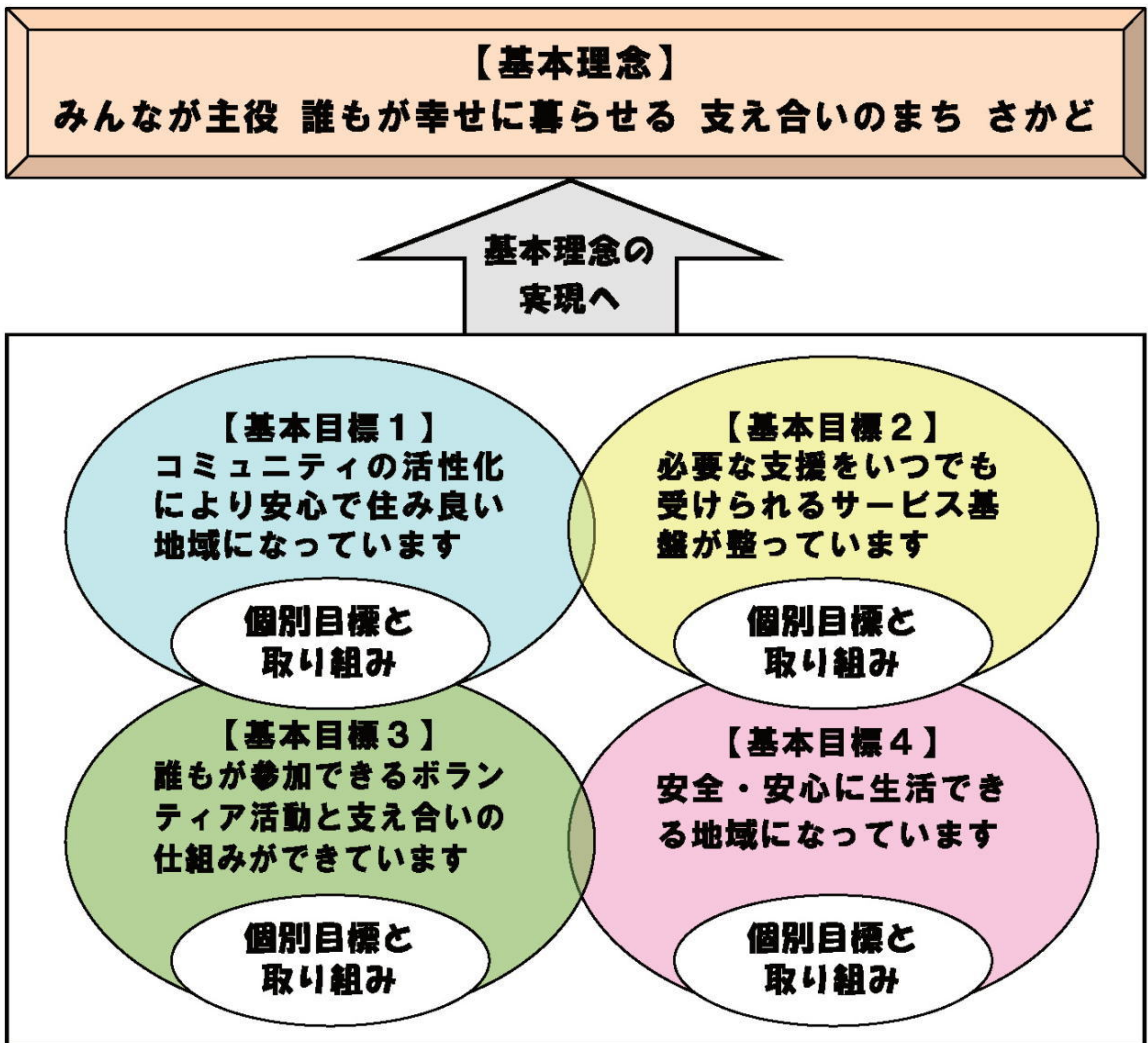
第1回地区別懇談会（ワークショップ）
平成21年11月11日 北坂戸公民館会場 より

計画の基本的考え

『基本理念』と『基本目標』

本市では、地域福祉の推進にあたり、市、市民、関係団体、事業者など地域に関わりのある全ての人々が主役となり、お互いに支え合い、市民の誰もが幸せに暮らしていることが理想の姿と考え、計画の「基本理念」を次のとおり掲げ、その実現に向けて4つの「基本目標」を定めました。

《計画の構成》



『個別目標』と達成への『取り組み』

本計画では、4つの基本目標の達成に向け、各基本目標に「個別目標」を定めました。そして、個別目標ごとに達成への「取り組み」を定め、次の考えに基づき、市、市民、関係団体、事業者などが、それぞれの立場で、また、協働で目標の達成に向けて取り組んでいきます。

※ 本計画における実施主体は次のとおり定義します。

①市民（市民、区・自治会）②関係団体（民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、PTA、自主防災組織、消防団など）③事業者（社会福祉法人、介護保険事業者、福祉サービス事業者）

- (1) 市は、福祉分野の個別計画で定められた目標達成に努めるとともに、基本理念の実現に必要な事業に取り組む。
- (2) 市民、関係団体、事業者は、基本理念の実現のため、地区別懇談会のワークショップで参加者から出された【地域でできること】などを参考に、自主的に必要な活動や事業に取り組む。また、市はその取り組みを支援する。
- (3) 市、市民、関係団体、事業者は、活動や事業実施に際し、相互に連携する。特に、市は、坂戸市社会福祉協議会との連携を強化する。
- (4) 市、市民、関係団体、事業者は、(1)から(3)を踏まえ、地区（P11参照）ごとに新たな支え合いの仕組みをつくる。また、地区同士の連携も図っていく。

基本目標1

コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています

個別目標(1) 世代を超えて共感し合えるコミュニティができています

地域には、年齢や家庭環境などが異なる様々な人が暮らしています。一人ひとり違った見方や考え方などがあることを理解し、あたたかく、共感し合えるコミュニティが形成されることが必要です。

【取り組み】

- ☆住民同士が顔を合わせるきっかけをつくる
- ☆みんなが参加できる行事・イベントを行う
- ☆世代間交流を進める
- ☆地域の情報を発信する

個別目標(2) 健康で地域を支える多くの担い手がいます

近隣とのコミュニケーションがうまく図られ、地域が住み良くなるためには、住民一人ひとりが地域について考え、それぞれが役割を持って地域と関わっていくことが重要です。

より多くの人々が健康を保ち、隣人や近所づきあいについて関心を持ち、地域を愛し、地域を良くしていこうと思うことが、地域を支える人づくりの基本です。こうした気持ちを育み、健康で地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。

【取り組み】

- ☆男女共同参画を推進する
- ☆健康づくりを推進する
- ☆地域活動のリーダーを養成する
- ☆地域の子どもを地域で育てる

個別目標(3) みんなで支え合うネットワークができています

生活上の支援を必要とする人が、近年増えてきています。支援を必要とする人を把握し、支援できる人へつないでいける支え合いのネットワークを構築し、地域の課題解決力を高めていくことが必要です。

また、地域コミュニティ同士、あるいは地域コミュニティと事業者、団体との間でネットワークを築き、地域の持つ支え合いの機能を充実させることも大切です。

【取り組み】

- ☆情報の受発信機能を強化する
- ☆区内及び地区同士の連携を図る

個別目標(4) 人権を尊重する環境が整っています

近所づきあいがスムーズになり、共感し合えるコミュニティが形成され、支え合いのネットワークが機能していく社会の根底には、人権を尊重・擁護する環境が必要です。

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人にとって暮らしやすく、安心して自分の持つ意欲や能力を活かして自己実現できる地域社会が望まれます。

【取り組み】

- ☆差別や偏見のない福祉文化の土壌をつくる
- ☆虐待やDVを防止するため関係機関との連携を図る

個別目標(5) 安全で清潔な環境が整っています

地域の中で安心して生活していくためには、安全で清潔な環境が欠かせません。

一人ひとりの心がけと地域全体での安全点検や美化を図っていくことが必要です。

また、道路の安全対策や美化運動による清潔な環境づくりは、住民間のコミュニケーションを円滑にするだけでなく、身近な生活環境への意識を高めるためにも重要です。

【取り組み】

- ☆バリアフリー化を推進する
- ☆安全でいこいのある道路・歩道や遊べる空間づくりを進める
- ☆清潔な環境づくりを進める

基本目標2

必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤が整っています

個別目標(1) 安心して相談できる体制ができています

福祉サービスが必要であっても、どこに相談に行ってもいいかわからない人もいます。福祉サービスを必要とする人が、適切な福祉サービスを利用できるように相談体制を整えることが必要です。そのためには、信頼できる身近な相談窓口の存在や、多分野にわたる組織や人の連携と協力が求められます。

【取り組み】

- ☆事業者などによる連携により身近に相談窓口を整備する
- ☆サービス利用者などの交流を進める

個別目標(2) サービスが充実しています

日々の暮らしのちょっとした困りごと、ちょっとだけ手伝って欲しいと思うことを、ご近所同士がお互い様の気持ちで毎回対応していくには、頼む人も、頼まれる人も、難しい状況があります。こうした課題に迅速に対応できるよう、公的な福祉サービスに加え、多様な実施主体が新たな福祉サービスの提供者となり、利用者に十分な選択肢が用意される必要があります。

【取り組み】

- ☆サービス量を確保する
- ☆サービスを受ける人の権利を守る
- ☆多様な主体による新しいサービスを生み出す



個別目標(3) サービスの質が高まっています

福祉サービス量の確保や新規参入促進を図ってサービスを充実させる一方で、サービス利用者の満足度など、サービスの質を高めていくことも重要です。同時に、サービスを受ける人の権利が守られるような配慮も必要です。

福祉サービス事業者にとっては、自ら提供するサービスを点検・評価し、改善につなげていくことが必要です。また、サービス内容に関する苦情などに適切に対処でき、常に課題解決を図れるような体制づくりも求められています。

【取り組み】

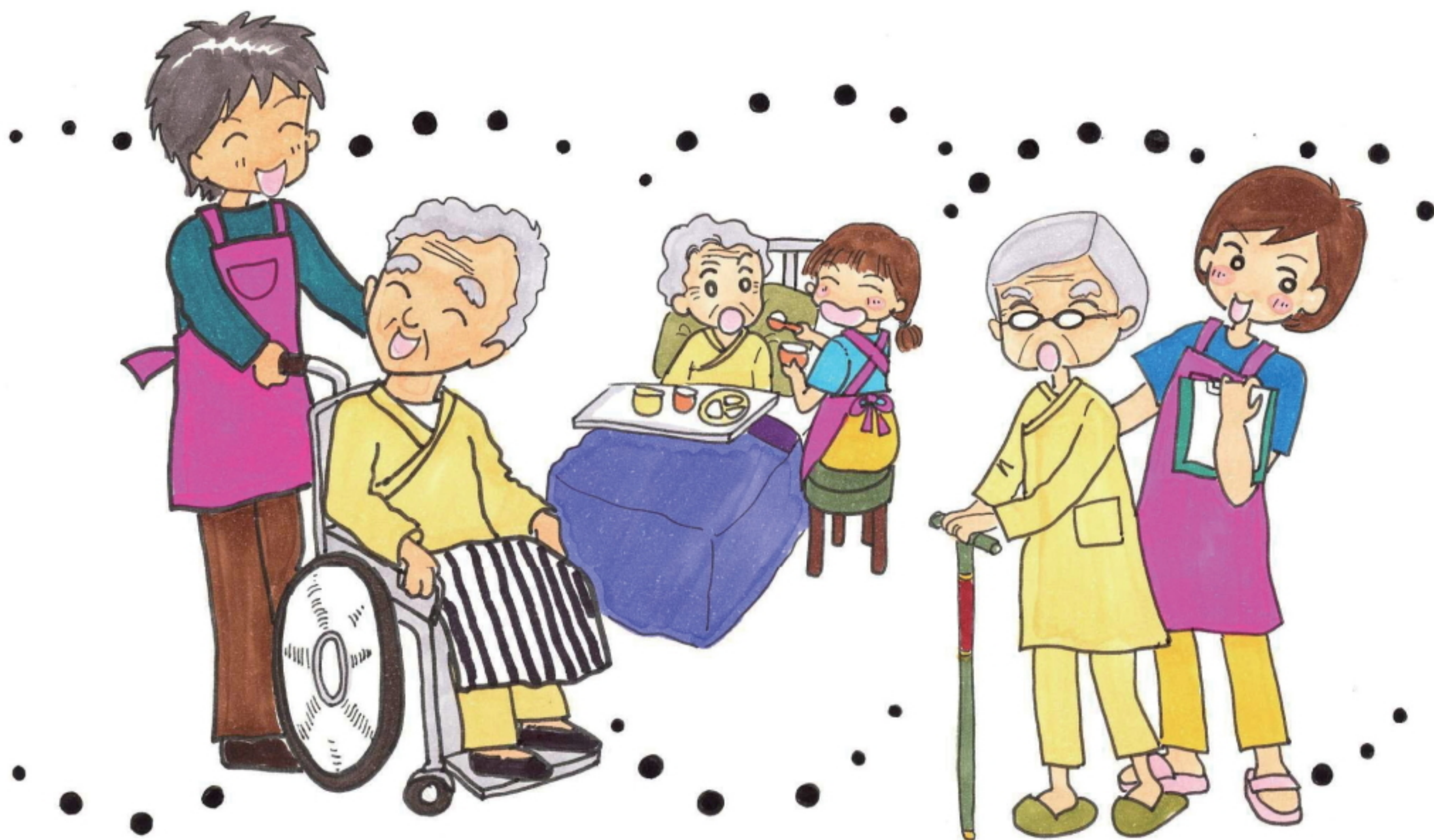
- ☆事業者の自己評価を支援する
- ☆苦情解決体制を整備する

個別目標(4) 施設や事業者と地域が結びついています

地域には、社会福祉施設や福祉・介護サービス事業者があり、地域の福祉水準の向上に重要な役割を果たしています。こうした事業者の持っている施設空間や専門的なノウハウが地域住民と結びつき、「地域の課題を地域で解決していく力」を高めていくことが期待されます。

【取り組み】

- ☆施設空間を有効活用する
- ☆福祉のノウハウを地域へ伝える



基本目標3

誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています

個別目標(1) ボランティア情報の提供・共有化が工夫されています

ボランティアやNPOに関する情報は、市の広報紙や市民協働推進課、坂戸市社会福祉協議会の「さかどボランティア・市民活動センター」等で提供されています。

しかし、実際には知りたいときにどこに行ったらどんな情報があるのか分からない、どこに聞いたらいいのか分からない、あるいはボランティアという言葉は知っていても、その内容については漠然としたイメージしか持っていないため、参加に踏み切れないといった声も聞かれます。

ボランティアに対する関心や興味をうまく育て、実際の活動に結びつけるためには、ボランティアの入口部分である情報提供のあり方や、情報の共有化を工夫する必要があります。

【取り組み】

- ☆ボランティアやNPOに関する多様な情報を発信する
- ☆活動の継続・拡大のための情報を共有化する

個別目標(2) ボランティアの人材を確保・発掘・育成しています

地域住民の誰もがボランティア活動に参加でき、その活動を無理なく続けていくためには、「する人」も「受ける人」もお互いを尊重することが大切であり、それがボランティアの人材の裾野を広げていくことにもつながります。

また、地域の自治活動だけでなく、公民館などでの生涯学習活動などを通じて、世代や性別を超えて地域住民が顔を合わせることが、人と人をつなぐ大きなきっかけとなり、地域への意識や問題を共有化することでボランティア活動につながることもあります。

これらのつながりが生む力を地域の力に変えるためにも、ボランティアに対する意識啓発だけでなく、研修などを通じた育成を進めながら、地域の支え合いの力を引き上げていくことも大切な課題です。

【取り組み】

- ☆ボランティアに参加しやすい仕組みをつくる
- ☆ボランティアに関する啓発を行う
- ☆ボランティアのスキルアップを支援する
- ☆ボランティアへの参加を幅広く呼びかける

個別目標(3) ボランティアネットワークが広がっています

地域では、福祉・教育・健康づくり・子育て・まちづくり・環境美化など、共通の意識や目的により形成された地域を超えて活動するボランティアグループが数多く存在し、地域社会において大きな役割を担っています。

社会構成や価値観が複雑多様化する中、地域住民の福祉向上のためにはこれらの団体のネットワークが構築されることが重要であり、それにより包括的な支援体制が図られることとなります。

また、ボランティアグループ同士のネットワークだけでなく、行政、区・自治会などの地域性の高い団体、福祉事業者・企業などによる公益活動とのネットワークも、「地域の助け合い支え合い」にとって重要です。

【取り組み】

☆ボランティアネットワークを充実させる

個別目標(4) ボランティアの活動拠点が整備されています

ボランティア活動の広がりと継続性を確保するために、ボランティア活動を実際に支えていく「場」が求められています。

地域の交流場所となる公共施設や地域の空きスペースなどを有効に活用し、ボランティア活動を支援する「場」の整備を進める必要があります。

【取り組み】

☆ボランティアをサポートする拠点を整備する
☆既存施設の利用を拡大する



基本目標4

安全・安心に生活できる地域になっています

個別目標 地域で防犯・防災対策ができています

地域に住む誰もが安全・安心に生活していくためには、適切な犯罪発生情報や不審者情報が提供されることが必要です。

また、区・自治会などによる自主防犯パトロールの強化・充実と日ごろからの支え合いのネットワークをつくることにより、不審者の発見や空き巣などの犯罪抑止力を高めていくなど、地域で防犯対策を進める必要があります。

さらに、災害時要援護者が安全・安心に生活していくためには、「坂戸市地域防災計画」に基づき、高齢者や障害者などの災害時要援護者の把握と支援などの防災対策を進めていく必要があります。

【取り組み】

- ☆適切な情報提供や支援体制を整備する
- ☆子どもの安全確保を図る
- ☆災害時の助け合いのネットワークづくりを進める



計画の進め方は？

市民参加の推進体制

本計画の策定を担った市民参加の坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会が、計画の進捗状況の管理などを行います。

行政内部の推進体制

坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議において、庁内関係各課・所との調整・連携を図ります。

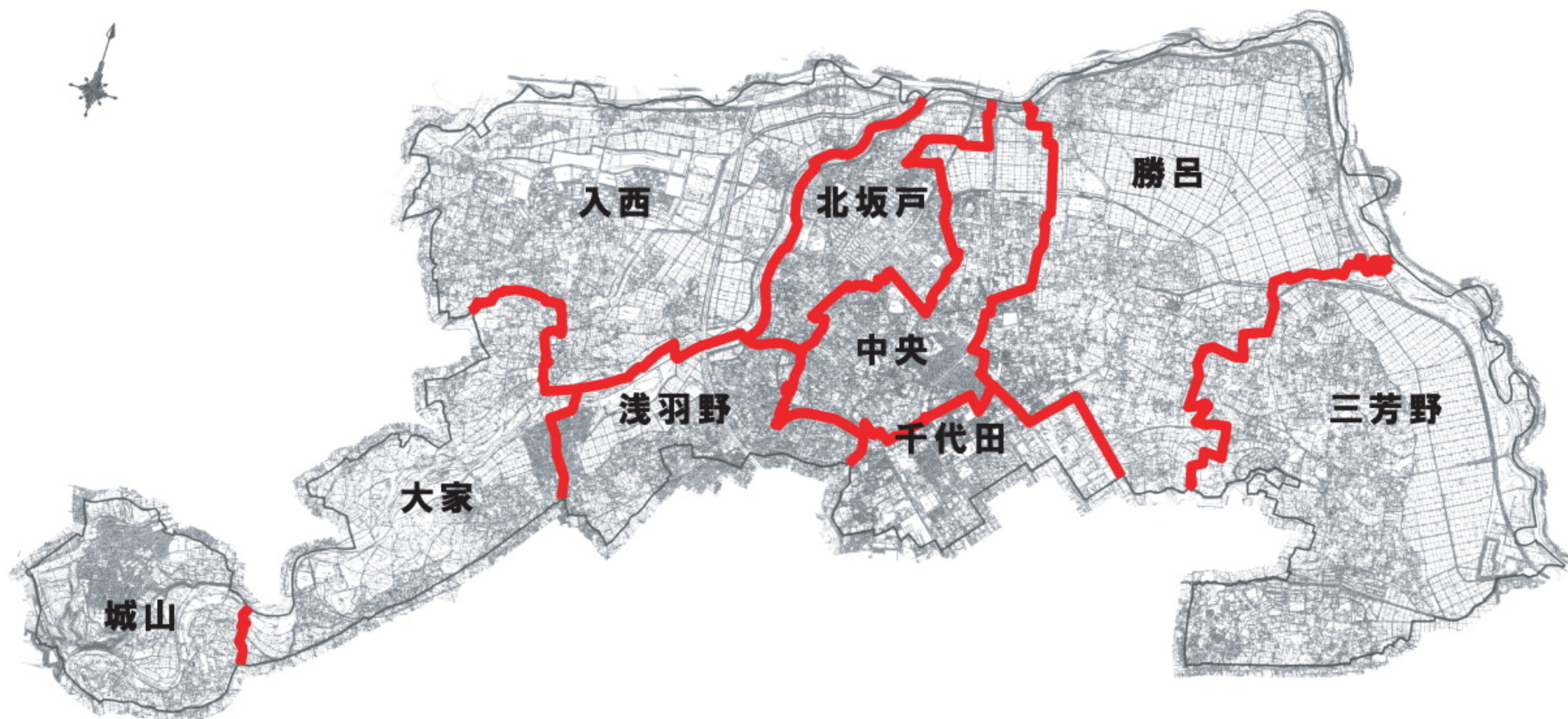
坂戸市社会福祉協議会との協働

地域福祉を推進する唯一の社会福祉法人である坂戸市社会福祉協議会との協働を進めます。

地区の設定

埼玉県地域福祉支援計画では、『生活課題に地域の住民や団体が中心となって対応していく必要があるため、地域福祉の推進にあたっては、日常の生活圏域を基本とした地区を設定すること』とされています。

本市は、坂戸町と三芳野・勝呂・入西・大家村が合併して現在の坂戸市となり、旧町村にそれぞれに公民館が置かれたこと、その後、開発された住宅地も新たに設置した公民館を主体として、体育祭や文化祭などの行事やまちづくりが行われたことを考慮して、公民館区を一つの圏域とし、地区を設定することとしました。



協議会の設置と地域福祉の推進

市内各地区において区・自治会、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などで構成する協議会を設置し、新たな支え合いの仕組みをつくり、生活課題に取り組めます。また、地区同士の連携も図っていきます

なお、地区（日常生活圏域）の区域が、区・自治会や各種構成団体などの区域割りと異なる場合は、地域の実情に合わせ、地区の範囲を調整することとします。



坂戸市地域福祉計画 概要版

～みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど～
平成22年10月

発行 坂戸市
編集 福祉部福祉総務課
所在 〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号
電話 049-283-1331 (代)
FAX 049-283-1830
Eメール sakado51@city.sakado.lg.jp

※ 本計画の詳細は、市ホームページ又は各市施設に備えてある本計画書をご覧ください。